

ホスティングサービス約款

有限会社アイネットディー（以下「当社」と言う）が運営するホスティングサービスおよび付随するサービスの利用について利用契約を行った者（以下「利用者」と言う）に関して、本約款に基づいて許諾・提供を行います。

第1条 契約の成立

- 1 当社のホームページ上の専用ページより、利用希望者が申し込み手続きを行い、それに対して当社から申し込み内容の確認および料金見積もりを電子メール(以下「メール」と言う)にて利用希望者に送付し、相違ないことを利用希望者からの返信メールで確認した時点で「仮契約」が成立したものとし、正式契約成立までの間を「試用期間」と称します。
- 2 当社は仮契約が成立した利用者に対して、設定完了通知、請求書をメールにて送付します。
- 3 利用者がメール等で受け取った請求書の内容に基づき、料金等を支払いを以って正式に契約が成立したものとします。
- 4 試用期間中のサービスの利用については正式サービス後に準じたものとしますが、一部の利用に制限を行う場合があります。
- 5 「試用期間」を経過しても利用者からの入金が無かった場合は仮契約は無効になります。
- 6 次のいずれかに該当する場合、当社は利用申し込みの受付を留保もしくは拒否することができるものとします。
 - 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - 当社が設備上の問題等によりサービスの提供が困難であると判断した場合
 - 申込者が破産等のために支払い能力が無いと思われる場合
 - 申込者が未成年であり、保護者(親権者)の同意を得ていない場合
 - 申込者が成年被後見人、被保佐人、その他法律上の後見人が定められており、その同意を得ていない場合
 - 申込者が以前に当社との契約上の義務を履行しなかったために当社より契約を解除されていた場合
 - 申込者が当社との契約上の義務を履行しない恐れがある場合
 - 申込者が暴力団関係者その他の反社会的団体に属している場合、もしくは属していると当社が判断した場合
- 7 当社は申し込み者の住所等の確認が必要と思われる場合、期日を設けて公的書類等の提出を求めることができるものとします。
期日までに当社が求める書類等を提出されなかった場合は申し込みを受け付け

ないこととし、それを申込者に通知します。

第2条 利用者との連絡

- 1 当社から利用者(仮契約者を含む)に対する通知は利用者が申し込み時および当社所定の方法にて登録したメールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」と言う)に対してメールで送信、もしくは当社ホームページ上に掲載するものとします。
- 2 利用者の連絡先メールアドレスに誤りがあったり、登録後に利用できなくなった、もしくは迷惑メール対策機能その他の要因により受け取ることができず、当社からの通知・請求のメールを受け取れなかったことにより利用者が何らかの不利益を被ったとしても当社は一切責任を負いません。

第3条 サービスの種類と内容

- 1 当社が利用者に提供するサービスの種類および料金等を含む内容は当社ホームページに掲載するものとします。
- 2 サービスの種類および内容は利用者に対する事前の予告無く変更できるものとします。ただし、当社は出来得る限り利用者に対して事前に予告するよう努力するものとします。
- 3 料金等の変更は少なくとも 14 日前までにメールもしくは当社ホームページ上で利用者に対して告知するものとします。
- 4 新規利用者に対する料金等の変更は即時に適用いたします。
- 5 当社以外がサービス提供するドメイン登録、SSL サーバー証明書、その他のサービスを当社は利用者に対して契約の取次ぎを行い、提供する場合があります(以後これを「取次ぎサービス」と言う)。
- 6 取次ぎサービスについては各提供元となるサービス提供者による契約・規則を利用者も遵守するものとします。
各規則等は当社ホームページ上に掲載もしくは規則掲載場所の URL を表示するものとします。
- 7 取次ぎサービスへの申し込み、支払いは当社が代行します。
- 8 取次ぎサービスの利用料金は他のサービスと同様に当社から利用者に請求し、当社からサービス提供元に支払います。
- 9 取次ぎサービスへの申し込みに際し、利用者の希望がある場合には申し込み名義を当社とする場合があります。
ただし、そのために取り次ぎサービスの提供元からサービスの中止等により利用者に不利益が生じたとしても当社はその責任を負いません。

第4条 ソフトウェア等の利用

- 1 利用者は当社サービスで提供する OS やアプリケーション、その他プログラム、

データ(以後、「ソフトウェア等」と言う)を当社サーバー上で利用することができません。

- 2 ソフトウェア等の利用権はそれらの提供者に帰属し、個々のライセンスに従って利用することができます。
- 3 当社サービスで提供するソフトウェア等は安全管理上や品質の維持、向上のため予告無く仕様を変更または提供を中止する場合があります。
- 4 当社が提供するソフトウェア等の変更、提供中止により利用者が用意したプログラム等に修正が必要になった場合でも利用者の費用負担・責任においてそれを行うものとしします。

第5条 サービスの休止

当社は各条項に該当する場合、予告無くサービスの一部もしくは全部を一時的に休止する場合があります。当社は出来得る限り事前にサービスの休止を当社ホームページへの掲載等により告知するよう努めるものとしします。

- 1 サービスの正常かつ安全な運営のために必要が生じた場合。
- 2 当社は天災・災害その他公共の利益に関わる緊急事態が生じた場合。
- 3 当社がサービス提供のために利用する電気通信事業者(データセンター等)がサービスを休止した場合。

第6条 料金の請求と支払い・払い戻し

- 1 当社は毎月3日～10日に利用者に対してサービスの更新料金(翌月以降の利用料金)の請求書をメールにて送信します。
- 2 利用者は請求金額を請求書の指定期日までに当社指定の方法により支払いを行うものとしします。
- 3 利用者の支払いに関する決済手数料、消費税等は利用者が負担するものとしします。
- 4 別途所定の書式によって請求書の書面事前送付を申し込み、当社が了承した場合は請求書も利用者に普通郵便によって送付いたします。ただし、別途定める場合を除いては所定の送付手数料を利用者の負担とします。また、この場合請求書の発送後のサービスの解約はできないものとしします。
- 5 支払い期日までに利用者から料金の全てもしくは一部の支払いが行われなかった場合は、支払いが行われなかったサービスおよび付随するオプションサービス等を月末まで一時休止するものとしします。
- 6 支払い期日の翌月中に利用者からの支払いが行われなかった場合はサービスの継続を希望しなかったものと見なし、支払期日(現契約の終了日)に遡ってサービスは終了するものとしします。
- 7 利用者が料金の支払いを約束して休止中のサービスを先行して当社がサービスを再開したにも関わらず、約定の支払い期日を経過しても支払わなかった場合は、当初の支払い期限の翌日から起算して支払日の前日までの期間について年利14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日

までに支払うものとします。

- 8 他の条項・特約等で定める場合を除いては支払い後の料金等の払い戻しは行わないものとします。ただし、以下の場合は振込み手数料を差し引いた金額を返金いたします。
 - 錯誤により支払いを行った場合
 - 請求金額以上の金額の支払いを行った場合
(請求金額を除いた金額を返金対象とします)

第7条 禁止事項

利用者は次の各条項に定める行為を行ってはなりません。

- 1 個人として契約を締結した場合、利用者はその親族、現実社会での親しい友人以外の第三者に対して無料、有料を問わず乙が提供するサービスを利用させること。
- 2 法人、その他の団体として契約を締結した場合、利用者はその社員もしくは団体構成員以外の第三者に対して無料、有料を問わず乙が提供するサービスを利用させること。
- 3 当社の許可を受けずに当社が提供するサービスの利用の権利を譲渡すること。
- 4 当社サービスを利用してアダルトコンテンツを掲載、配布すること。
アダルトコンテンツに該当するか否かは当社が一般良識に鑑みて判断し、利用者はその判断に従うものとします。
- 5 当社サービスを利用して残虐な画像、動画その他公序良俗に反するような画像、動画文書を掲載配布すること。
当条項に該当するコンテンツであるか否かは当社が一般良識に鑑みて判断し、利用者はその判断に従うものとします。
- 6 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、もしくはそのおそれのある行為
- 7 当社が提供するサービスの正常かつ安全な運営を阻害する行為を行うこと。またはそのような恐れのあるプログラムをサーバー上に設置すること。
- 8 当社以外のインターネット利用者の正常かつ安全な利用を阻害する攻撃行為を行うこと。またはそのような恐れのあるプログラムをサーバー上に設置すること。
- 9 日本国の憲法、法令、規則に反する行為を行うこと。もしくはその恐れのある行為
- 10 当社がホームページ上に掲載した禁止行為を行うこと。
- 11 その他当社が安全上不適切と認める行為。

第8条 利用者の義務

- 1 サービスに必要なアカウント情報、パスワードを安全に管理し、その利用上の全責任を負うものとします。
- 2 利用者がサーバー上に設置したプログラムの安全を維持するため随時プログラムの更新・改修を行い、その動作に関して全ての責任を負うものとします。
- 3 利用者がサーバー上にアップロードもしくはサーバー上に生成、入力されたデータ(以後、「利用者のデータ」と言う)を当社サーバー外に自身の責任・費用負担でバックアップし保存するものとします。

当社は利用者データがサーバー等の不具合その他の事由により消滅した場合の責任を負いません。また、復旧する責任も負わないものとします。
- 4 利用者は利用者データが漏洩しないよう、保存するサーバー上のディレクトリやファイルのパーミッションを利用者自身の責任で適切に設定するものとします。
- 5 当社がサービスの正常な運営上必要と思われる指導・勧告に従うものとします。
- 6 契約者が未成年である場合やその他の法定後見人が指定されている場合、保護者・後見人は利用者に対して適切に指導・保護を行い、契約上の全責任を負うものとします。

第9条 通信の秘密および利用者情報の管理

- 1 当社は日本国憲法第21条および電気通信事業法第4条に基づき、提供するサービスにおける通信の秘密を保護するものとします。
- 2 当社はサービスの正常な運営に必要な場合を除いて通信内容(通信記録を含む)を利用いたしません。
- 3 刑事訴訟法第218条に基づき裁判所からの命令があった場合、その他法令に基づく強制捜査による場合当社は令状が指定する範囲内において利用者の通信情報(通信記録を含む)を捜査機関等に開示いたします。
- 4 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)第4条に基づき、発信者情報の開示等が請求され、開示要件を満たしている場合には請求範囲の情報(発信者情報としての通信記録を含む)を開示いたします。
- 5 当社は利用者が本約款に基づくサービスの利用のために登録した個人情報、組織情報を利用者の許諾なく当社サービスの運用以外の目的では利用いたしません。
- 6 利用者の登録情報は取り次ぎサービス利用のため、取次ぎサービス提供各社にサービスの利用に必要な部分に限り開示いたします。
- 7 利用者の登録情報は利用料金の決済等のために決済サービス提供者に必要最小限の部分を開示いたします。
- 8 契約が終了した利用者の個人情報を含む情報は法令による保存が必要な場合を除いて6ヶ月が経過後に個人が識別できる情報(氏名を除く住所、電話番号、メー

ルアドレス)を廃棄いたします。

- 9 次の場合に当社は法令に基づく捜査機関、公的調査機関、その他に対して利用者の登録情報(通信情報に関するものを除く)を開示する場合があります。
 - 刑事訴訟法第197条に基づく捜査関係事項照会、その他の法令に基づく事件等の調査のための要請があり当社が妥当と判断した場合
 - 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)第4条に基づき、発信者情報の開示等が請求され、開示要件を満たしている場合
 - 裁判所が発布する令状その他の命令による場合
 - 利用者自身の許諾がある場合

第10条 補償・免責

- 1 当社が提供するサービスを利用したことにより、もしくはサービスを利用できなかったことにより利用者が何らかの不利益を被った場合、それが当社の重大な過失または故意に起因する場合はサービスが利用できなかった期間の利用料金を限度に損害を補償いたします。ただし、期間は1ヶ月(30日)を単位とし、1ヶ月未満は1ヶ月として算出します。
- 2 前項以外の不具合、障害、サービスの正常な運営に必要な保守作業によるサービスの停止やサービス不能攻撃等の外部要因による場合の補償は行いません。
- 3 前記損害補償の算出起算日は利用者から当社に対して申し出のあった日、もしくは当社が原因となる不具合・障害を自ら知った日とします。
- 4 「サービスの休止」により利用者が何らかの損害が生じたとしても当社はその賠償の責任を負いません。
- 5 当社が提供するサービス内容の変更、サーバー、提供ソフトウェアの仕様変更により利用者に何らかの損害が生じたとしても当社はその賠償の責任を負いません。

第11条 契約の終了

- 1 利用者から現契約の利用期間中内に当社所定の方法で契約終了の申し出があった場合には、指定された日時で契約を終了するものとします。ただし、契約終了日の指定は現契約の終了期間を超えないものとします。
- 2 利用者からの申し出が無い場合でも、前条の支払いの定めによる支払いが行われなかった場合は現契約期間で契約を終了するものとします。
- 3 契約が終了したサービスに付随するドメイン、その他当社以外が提供するサービスを利用するための情報は利用者の求めがあった場合、当社は利用者へ通知・引渡しするものとします。ただし、料金支払に残金がある場合は残金の支払後に通知・引渡しを行うものとします。
- 4 契約が終了したサービスについては、利用者へ発行したアカウント等および利用者が当社サーバーにアップロードもしくは生成したデータ等は削除いたします。

- 5 本約款に定める各事項に違反した場合や契約の申し込み内容に虚偽の内容が含まれる場合、当社は利用者に対して期日を指定して改善・中止・訂正を勧告するものとし、利用者が期日までにこれに従わなかった場合本契約は終了するものとし、支払い済みの料金の返金を行いません。

第12条 付則

- 1 利用者はその住所、電話番号、連絡先メールアドレス等に変更が生じた場合、当社が定める方法で速やかに変更手続きを行うものとし、
- 2 本約款以外に別途特約のある契約・取り決めを当社と利用者の間で行った場合にはその特約が優先されるものとし、
- 3 当社は本契約約款の内容を利用者の同意なく変更することができるものとし、ただし当社は30日前までに利用者に当社ホームページへの掲示もしくは連絡先メールアドレスへの通知を行い周知に努めるものとし、
- 4 当社および契約者は、本契約に起因し、またはこれと関連する訴訟については東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 5 本契約約款に定めない事項については当社および利用者の協議によって円満に解決にあたることとします。